

## 日本畜産学会役員選考規程

第1条 公益社団法人日本畜産学会（以下「学会」という）定款第23条および細則第10章に定める役員候補者の選任はこの規程による。

第2条 役員候補者の選任は定款に基づき、選挙における議決権（以下「選挙権」という。）を有する社員がこれを行う。

第3条 理事候補者は立候補により行うことを原則とする。

- 2 監事候補者は役員選考委員会（以下「委員会」という）が推薦する。
- 3 役員選挙における被選任権（以下「被選挙権」という）は、役員選挙の行われる年（以下「選挙年」という）の前年12月末日現在の社員がこれを有する。

第4条 この規程による選挙の管理執行に関する事務は、委員会が行う。

第5条 定時社員総会における役員選挙に関する告示は、選挙年の前年12月末日までに行わなければならない。

- 2 臨時社員総会における役員選挙に関する告示は、役員選挙の期日（以下「選挙期日」という）の30日前までに行わなければならない。

第6条 理事の選挙に立候補しようとする者は、次の期間内に、候補者本人の立候補届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 定時社員総会における理事の選挙・・・選挙年の1月1日から1月20日までの間
  - (2) 臨時社員総会における理事の選挙・・・選挙期日の30日前から15日前までの間
- 
- 2 立候補を辞退する場合は、候補者本人の自署による立候補辞退届を次の期日までに委員長に提出しなければならない。
    - (1) 定時社員総会における理事の選挙・・・選挙年の2月28日まで
    - (2) 臨時社員総会における理事の選挙・・・選挙期日の2週間前まで

第7条 期日までに第6条に定める立候補者届の当選可能者数が定款第22条に定める員数に満たない場合は、員数の下限以上、上限以下となるように委員会推薦理事候補者を定めるものとする。

- 2 理事候補者には、地域枠（北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、西日本）から少なくとも1名を含めることとし、立候補者不在の地域は前項の員数制限にかかわらず委員会が理事候補者を推薦する。

第8条 委員会は、役員候補者の氏名、所属を社員に通知しなければならない。ただし、通知は次の期日までに発信すればよいものとする。

- (1) 定時社員総会における理事及び監事の選挙・・・選挙期日の1ヶ月前まで
- (2) 臨時社員総会における理事及び監事の選挙・・・選挙期日の2週間前まで

第9条 選挙期日は社員総会の日とし、役員選挙は定款第23条の規定に基づき、社員総会において行う。

第10条 各社員は、選任する役員の員数に相当する個数の選挙権を有する。ただし、行使することができる選挙権は、1人の候補者について1票のみとする。累積投票は行わない。

第11条 役員選挙は、次に掲げる2種類の投票方法により行い、各号に掲げる投票方法の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常投票 社員総会に出席した社員が、学会が定める投票用紙を用いて議決権を行使する投票方法をいう。
  - (2) 電磁的投票 社員総会に出席できない社員が、あらかじめ電磁的方法によって議決権を行使する投票方法をいう。
- 2 前項第1号及び同2号の各投票方法における投票は、連記無記名でこれを行う。
- 3 電磁的投票による議決権の行使の結果、社員総会時に複数の役員の選任議案のすべてについて議決権の数の過半数の賛成が得られている場合は、社員総会の議長（以下「議長」という）は、議場に諮ったうえ、投票方法によらず当該選任案件を一括で採決することができる。

第12条 議長は、開票に先立ち社員の中から2名以上の開票立会人を指名する。

2 委員会は、議長の委託により、開票立会人の立会いの下に開票を行う。

第13条 投票の効力は、委員会及び開票立会人の意見を聴き議長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の投票はそれぞれ無効とする。

- (1) 学会が定めた投票用紙、議決権行使書面を用いないもの。
- (2) 賛成、反対等を重複して記載したもの。
- (3) 棄権をしたもの。

第14条 理事候補者の中から得票数の多い順に、定款第22条に定める員数に至るまでの者を理事當選人とする。

2 最下位の理事當選人が同じ得票数で複数名存在する場合は、年長者を理事當選人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の組織からの理事當選人は原則として3名までとする。

第15条 議長は、直ちに當選人に對し當選の旨を通知しなければならない。

第16条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2015年3月27日 改 正  
2016年6月25日 改 正  
2016年11月5日 改 正  
2017年9月5日 改 正  
2023年6月24日 改 正